



平成20年10月30日

報道関係者各位

アーティクルマネジメント推進協議会

含有化学物質情報伝達シート(REACH対応版)の一般公表について

欧州REACH規則における高懸念物質(SVHC)の公表に合せ、これらの物質の情報伝達にも対応したJAMP MSDS plusとJAMP AISの改訂版(Ver.3)を新たに公表いたします。

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium 会長・山本一元)は、化学物質(サブスタンス)・調剤品(プレパレーション)が含有する化学物質情報を伝達するシートとしてJAMP MSDS plus(以下MSDS plus)と成形品(アーティクル)が含有する化学物質情報を伝達するシートとしてJAMP AIS(以下AIS)を公表していますが、今般の欧州REACH規則における高懸念物質(SVHC)の公表に合せ、これらの物質の情報伝達にも対応した改訂版(Ver.3)を新たに公表いたします。

製品中の化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーン(以下SC)の中で円滑に開示・伝達することは、欧州のRoHS、ELV、REACH等に代表される法規への対応でますます重要になっています。例えば、REACH規則ではサブスタンス(以下S) / プレパレーション(以下P)に加え、一定の条件に該当するアーティクル(以下A)も規制の対象になります。より具体的には、SVHCの含有濃度が0.1重量%を超えるAをEU経済域内で上市する業者は、サプライヤへの安全情報の提供(第33条(1))が、また消費者からの情報提供の求めに対しては45日以内の情報提供(第33条(2))が義務付けられています。これらの責務を適切に果たすためには、SCのあらゆる段階において、自身が供給する製品が含有する化学物質を適切に管理し、自らの責任で円滑に開示・伝達しなくてはなりません。しかし、最終的には1,000物質を超えとも言われているSVHCを適切に管理し、円滑に流通させるためには、SCを通じて川上から川下へと情報を受け渡す新たな仕組みが必須となります。

そこでJAMPは具体的な施策として、以下の(1)(2)(3)を提案しています。

- (1) SC全体を通して製品が含有する化学物質情報の授受を適切かつ確実に遂行するために、組織における含有化学物質管理のポイントをまとめた製品含有化学物質管理

ガイドライン（以下、管理ガイドライン）に則した管理の仕組みの構築

- (2) 国内外の規制に対応可能な、製品が含有する化学物質情報を、S Cを通じて開示・伝達する情報記述シートの利用（別紙1）
- (3) S C全体を通して製品が含有する化学物質情報を速やかに流通させる情報流通基盤の整備および利用

現在、S / Pに係る含有化学物質情報の授受は、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法および特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律が定めるMSDSがその役割を担っています。またAの含有化学物質情報は、法的に定められた伝達手段が無く、主に川下等の企業が行う調達資材に関する調査が、その役割を担って参りました。

しかしながら、これらの仕組みはREACH規則のような広範囲の化学物質の規制を想定したのではなく、加えて、欧州のRoHS指令対応の際に見られたような様々な調達・調査が一斉に実施されることで、S Cの混乱を引き起こすのではないかという懸念もあります。S Cでの混乱を避けるためにも、早期に新たな製品含有化学物質の管理体制を構築する必要があります。

そこで、JAMPは川上・川中・川下の業界横断で利用可能な化学物質情報を授受する方式の検討を続け、S / Pに対してはMSDS plus、Aに対してはAISを提唱し、S Cの関係者に対してこれらシートの共通利用を推奨しています。管理の体制や仕組みについては、組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめた管理ガイドラインを提案しています。すでに3月に「MSDS plus ver.2」および管理ガイドライン（第2版）を、さらに7月には「JAMP AIS ver.2」をそれぞれ公開し、JAMPのホームページにて提供してきました。

このたび、初の欧州REACH規則のSVHC公開のタイミングに合わせて、今後不可欠となるこれら物質の情報伝達もできるようにシートを改訂しました。また、両シートの対象法令の枠組みも今回整合化させました。さらに将来のSVHCの追加に伴う再調査の負荷低減も視野に入れたJAMP管理対象物質の再整理も行いました（別紙2）。これにより一層シームレスな川上・川中・川下間での含有化学物質情報の伝達が可能となります。また、シート自体のフォーマットのXML化により、デジタルデータの交換や取扱いがより容易になりました。加えて、これらのシートを作成するために提供している支援ツールも改良し、併せて提供します。いよいよ本格的に始まるREACH規則対応のためにS C

を通じて共通利用できる効率的で統一性のある信頼性が高い仕組みが整ったといえます。

REACH規則対応では、膨大な量の情報を速やかに流通させることが求められます。またSCにおける化学物質情報の変動にも追従できる仕組みが必要になってきます。JAMPは、この課題に対し、新たな情報流通基盤（JAMPグローバルポータル）の構築を進めており、来年4月の稼働を目指しています。このシステムでは、必要となる情報伝達シート（MSDS plusおよびAIS）を円滑かつタイムリーに提供および入手できることを目指しており、SC企業における業務の効率化や情報の鮮度向上が期待されます。

JAMPの提供する成果物は会員内の川上・川中・川下企業の合意を以って策定されており、それぞれの立場の意見に配慮されているため、SC全体で利用しやすいように工夫されています。また、今後もタイムリーな改訂と適切なメンテナンスをおこない提供をしていきます。

JAMPでは11月17日から以下のフォーマットやツール等をホームページ上 (<http://www.jamp-info.com/>) から社会に対して公表する予定であり、広く会員外の企業にも利用していただくことを推奨していきたいと考えています。

JAMP管理対象物質 ver 2 （管理対象物質の範囲および報告方法）

JAMP MSDS plus ver 3 フォーマット

JAMP MSDS plus ver 3 解説書

JAMP MSDS plus ver 3 作成の手引き

MSDS plus 作成支援ツール

（物質検索機能 / XML入出力付き ver3.0対応版）

JAMP AIS ver 3.0 フォーマット

JAMP AIS ver 3.0 作成手順書

JAMP AIS ver 3.0 材質分類リスト

JAMP AIS ver 3.0 作成支援ツール

（物質・材質検索機能 / XML入出力付き ver3.0対応版）

JAMP AIS ver 3.0 作成支援ツール操作説明書

< 今後の予定 >

今回の改訂を反映し、川上・川中・川下企業別、環境管理者・実務者別等対象を絞った詳細な解説を行う実務者向け講習会を12月より順次開催していきます。プログラム等の詳細はJAMPのホームページより案内します。

以上

< 本件に関するお問合せ先 >

アーティクルマネジメント推進協議会事務局

社団法人産業環境管理協会 化学物質管理情報センター内

担当：皆川、瀬良、傘木

：03 - 5209 - 7705

URL: <http://www.jemai.or.jp>

e-mail: jamp@jemai.or.jp

JAMPの提案

MSDSだけではREACH等国内外の規制対応に必要な情報が伝達されない。

(膨大な数のSVHC含有情報 / 用途制限情報ほか)

国内外の規制対応では、川上からの情報提供が必要不可欠。

REACH規則等国内外の規制にも対応できる
Substance / Preparationの含有化学物質情報を提供するツール
(MSDSplus)が必要

MSDSplus (川上 川中)

MSDSplus : Material Safety Data Sheet plus

JAMPの提案

アーティクル(成形品)が含有する化学物質情報を伝達する仕組みの確立が必要。

REACH等国内外の規制に対応するための情報伝達ツールの確立が必要。

(REACH対応では必要な情報の開示・伝達が要求される)

REACH規則にも対応するため、アーティクルが含有する化学物質
の情報を、製造者自らが開示・伝達する共通のツール (AIS)が必要

AIS (川中 川下)

AIS: Article Information Sheet

JAMP 管理対象物質

1. 今回新規に追加した物質

REACH 法 SVHC(Candidate List)、

ESIS PBT(該当判定部分) (注)

(注) : 67/548/EEC(付属書 CMR-Cat. 1,2)とともに将来 1000 物質になるといわれる SVHC の参照リストの一つ

2. 従来からの対象物質

・法規制

化審法(第一種特定化学物質)、安衛法(製造禁止物質)、毒劇物法(特定毒物)、

2002/95/EC(RoHS 指令)、2000/53/EC(ELV 指令)、67/548/EEC(付属書 CMR-Cat. 1,2)、

76/769/EEC(除: 付属書 CMR-Cat. 1,2)

・業界基準

GADSL、JIG から任意報告物質等のかたちで選定

注 : MSD Splus と A I S では、使用目的の関係で、対象範囲が一部対象外になるものがあります。(詳細は今後 JAMP の H P 等から公開される JAMP 管理対象物質をご参照ください。)

3. 解説 (FAQ)

SVHC とは何か?

REACH 規則では危険有害性が高い物質は、当局の認可がないと EU での製造と輸入が禁止されます。それに該当するものが認可対象物質です。この認可対象物質は認可対象候補物質から所定の手続きを経て選ばれます。この認可対象候補物質のことを通常 SVHC (Substances of Very High Concern) と呼びます。

具体的には下記の性質を持つ物質が対象になります。

一定程度以上の発ガン性・変異原性・生殖毒性物質 (CMR 物質)

残留性、蓄積性、毒性を有する物質 (PBT 物質)

残留性及び蓄積性が極めて高い物質 (vPvB 物質)

上記以外の化学物質で、人の健康や環境に深刻な影響がありそうなもの (個別に特定)

SVHC を JAMP の仕組みに入れるのはなぜか？

JAMP では化学物質情報が川上から川下にシームレスに伝達される仕組みを構築していますが、EUにおいてSVHCが成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合には、成形品の供給者は、川下使用者に対し、当該成形品を安全に使用できる情報を伝達する義務があるためです。

MSDSplus, AIS のバージョン 2 とバージョン 3 の違いは？

バージョン 3 ではバージョン 2 と比較して REACH 遵守のための管理対象基準が追加されています。また管理対象基準の追加に伴い作成支援ツールを改良しています。

今後、MSDSplus, AIS の書式は変更することを予定しているのか？ 変更するならばその内容は？

書式の変更は利用各社のシステムに影響を与える可能性があるのでできるだけ書式の変更を避けたいと思います。そのため現在入手できる法規制の将来の動向を考慮して、できるだけ書式の変更が必要にならないように工夫しています。

今後、MSDSplus, AIS の管理対象基準は変更することを予定しているのか？ 変更するならばその内容は？

法規制、業界基準、世の中の要求に応じて、必要な管理対象物質は変化するので、それに伴って管理対象物質は改訂する必要があります。しかしながら頻繁な改訂は、サプライチェーンで混乱が発生するので、できるだけ改訂が少なくなるような工夫をします。

少なくともSVHCは、逐次追加されてゆくののでそれに伴う改訂が必要ですが、追加されたSVHCが既存の管理対象基準のなかに含まれている場合は、改訂前版の調査結果からでも、新規SVHCが含有されているか否かの判断は可能と思われます。

(例えば追加SVHCが、既に調査した改訂前の管理対象物質のなかの67/548/EECの中に既に入っていたような場合は、過去の67/548/EECへの該非判定から追加されたSVHCが製品の中に入っているか否かを判定することができます。)

JAMP の仕組みを利用すると REACH の遵守でどのような点が改善されるのか？

REACH では、化学物質・調剤（注：混合物、溶液等）の供給者は、川下使用者に対し、化学物質・調剤の情報を伝達する義務があります。またSVHCが成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合には、成形品の供給者は、川下使用者に対し、当該成形品を安全に使用できる情報を伝達する義務があります。このようなサプライチェーンにおける化学物質の含有情報伝達を共通の基準と共通の書式でより簡便・正確・効

率的に行えます。

今回の欧州化学品庁のSVHC アナウンスの次に2009年初めに（仮称）SVHC 第二次候補物質のパブリックコンサルテーションが行われると聞いたがJAMPのこれに対する対応はどのように進める予定か？

パブリックコンサルテーションが行われる時点で確定SVHC リストの公表時期もアナウンスされますので、この公表時期に間に合うように管理対象基準の改訂を進める予定です。ただしパブリックコンサルテーションの段階では、JAMPの管理対象物質には組み込まず、SVHCと確定した段階で組み込みます。

SVHC (candidate list) にパブリックコンサルテーション段階の物質をいれないのはなぜか？

パブリックコンサルテーションの段階では、SVHCとすべき科学的根拠がまだ十分に審議されていないものも含まれる可能性があり、SVHCに確定する段階でそれらのものは削除される可能性があります。EU当局が確定する前にJAMPが先立って管理対象物質に組み込むと、SVHCであるとの誤解を生じ、いったん誤解されるとSVHCから外れた場合でもその誤解を取り除くことは難しいので、それを製造するメーカーに大きな悪い影響を与えることとなります。従って、準備はしておいて当局がSVHCと確定してからJAMPの管理対象物質に組み込みます。なお今回提案されたSVHCを見るとわかるように、ほとんどのものは、今回の管理対象基準である67/548/EEC、PBT、GADSLに含まれています。新規に追加されるSVHCは今後もかなりの部分がこれらのJAMP管理対象物質に含まれている可能性があります。従って、SVHCが確定してからJAMP管理対象物質に組みこんでも実質上の対応は出来ることが多いと思われます。

AISとMSDSplusの関係

川上 (Substance / Preparation)

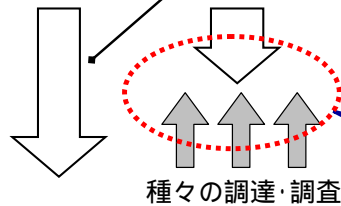
MSDS (化学物質排出把握管理促進法)
MSDSplus (JAMPが提案)

川上の企業へ対しては、川下側企業へ提供するMSDSplusの提供を要請する。

川中 (Article)

AIS (JAMPが提案)

川中メーカーはMSDS、MSDSplus等を元にAISを作成し、製品含有化学物質情報の開示・伝達ツールとして利用、原則ユーザへ無償で提供することを考える。



川下 (Article)

AIS (JAMPが提案)

AISは既存の仕組みへの橋渡しにも配慮

Q&A

Q1. 何故MSDSplusやAISが必要なのですか？

REACH規則は、高懸念物質を含有する製品をEU経済域内で上市する事業者に対して、サプライヤへの安全情報の提供(第33条(1))および消費者からの情報提供の求めに対しては45日以内の情報の提供(第33条(2))を義務付けています。今の日本には、これらの情報を開示・伝達する仕組みが存在しないので、その役割をMSDSplusやAISが担います。もちろん、他の手段を利用することも可能ですが、様々なツールの運用による混乱を避けるため、JAMPはMSDSplusおよびAISの共通利用を推奨します。

Q2. MSDSplusは誰が作成し、誰が利用するのですか？

MSDSplusは、サブスタンス/プレパレーションを製造し販売する事業者が自ら作成し、ユーザへ提供します。MSDSplusは、サブスタンスおよびプレパレーションを購入する事業者が、購入資材の含有化学物質を適切に把握・管理するために利用します。事業者が販売する製品がサブスタンス/プレパレーションである場合は、入手したMSDSplusを元に自ら製造する製品のMSDSplusを作成します。アートを製造し販売する事業者である場合は、入手したMSDSplusを元に、自らの製造プロセスの管理情報を加味してAISを作成します。

Q3. AISは誰が作成し、誰が利用するのですか？

AISは、アートを製造し販売する事業者が自ら作成し、ユーザへ提供します。AISは、アートを製造し販売する事業者が、購入資材の含有化学物質を適切に把握・管理するために利用します。アートを製造し販売する事業者は、調達資材のAISを元に自ら製造する製品のAISを作成します。